

第 2 章 交付金制度の概要

2-1 はじめに

本章では、本研究の研究対象である循環型社会形成推進交付金制度の概要及び前制度である廃棄物処理施設整備費国庫補助金制度との主な違いについて述べる。

2-2 制度の概要

2-2-1 制度の特徴¹⁾

循環型社会形成推進交付金制度は、廃棄物の3Rを総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域のかつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的として平成17年4月から開始された制度である。

交付金制度は、市町村の作成する循環型社会形成推進地域計画に対する総合的支援制度となっており、次のような特徴がある。

- ① 地方の実情に即した柔軟な計画と予算配分が可能。
地域計画に位置づけられた各事業に対しどのように充てても自由。
- ② 明確な目標設定と事後評価を重視
廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進、最終処分の抑制等に関する明確な目標を設定しその達成状況について事後的に評価し、公表。
- ③ 国と地方が構想段階から協働し、循環型社会作りを推進
地域計画の作成にあたり、国、都道府県、市町村が意見交換を行うことにより、国全体としての最適な3Rシステムを構築。

2-2-2 制度の流れ¹⁾

交付金制度を利用した施設整備までの流れは以下の通りである。

- ① 市町村等が地域計画案を作成する。
- ② 市町村等は国及び都道府県とともに協議会を開催して、地域計画の内容について意見交換を行う。
- ③ 市町村等は協議会での意見等を参考にして地域計画を作成する。
- ④ 市町村等が策定した地域計画について、都道府県が協議会での意見交換が反映されているか等について確認した上で環境大臣に送付。
- ⑤ 環境大臣の承認を受けた後、交付申請を行い、施設整備に関する計画支援事業や施設整備事業を実施する。

交付金制度に係る事務の流れについては具体的に図2-1に示す。

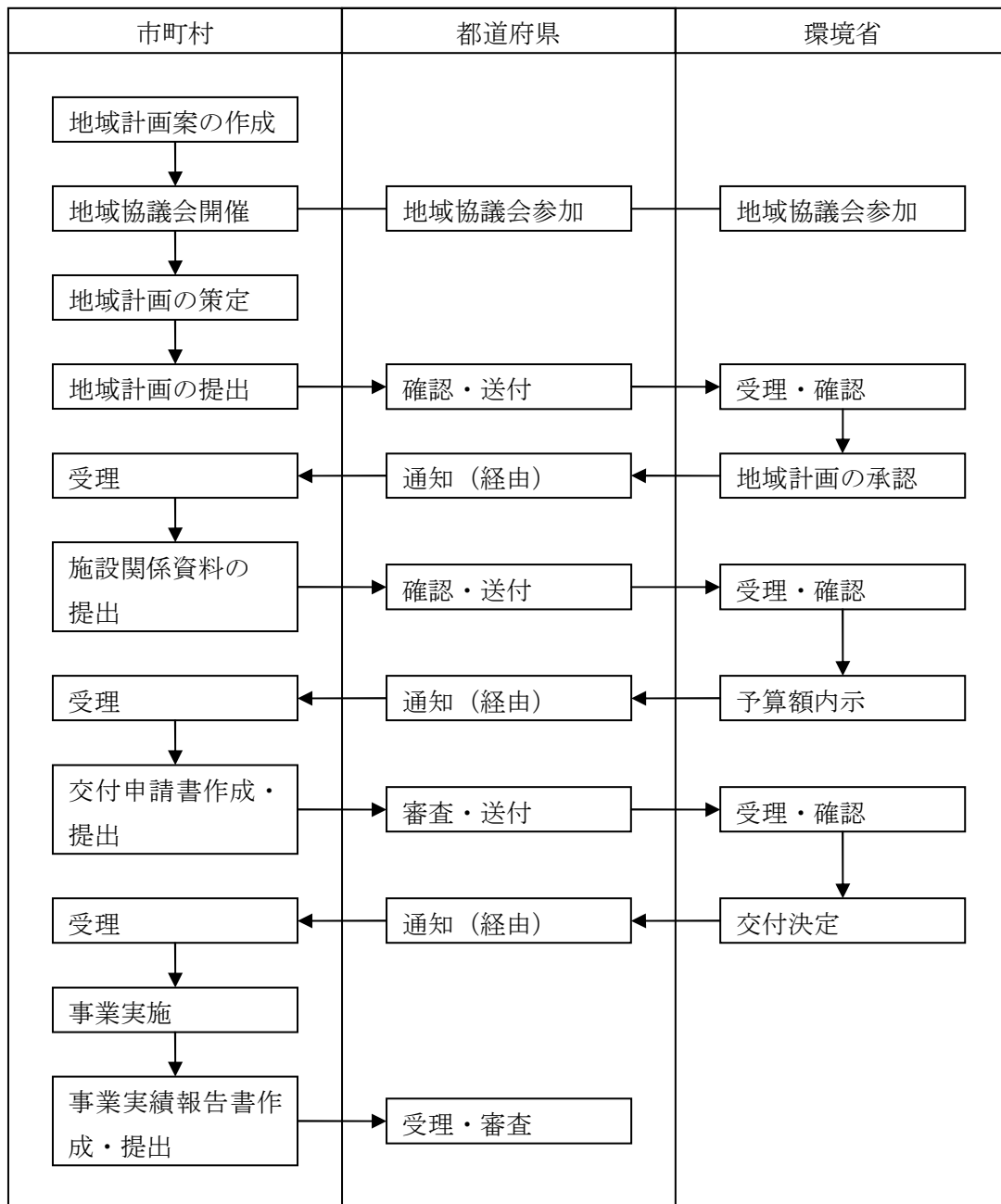


図 2-1 循環型社会形成推進交付金に関わる事務フロー図²⁾

2-3 交付条件等

2-3-1 交付対象³⁾

原則として人口 5 万人以上又は面積 400km²以上の地域（離島地域、過疎地域等についてはこの限りではない）。このため単独市町村等では人口または面積の要件が満足できない場合には、近隣市町村とともに計画を作成することにより交付金の対象となる。

2-3-2 交付金額³⁾

交付金額は対象事業費の1/3を市町村に一括交付。ただし、循環型社会の形成をリードする先進的なモデル施設については、対象事業費の1/2を交付。

2-3-3 交付対象施設とその範囲

交付金制度の交付対象事業を表2-1に示す。平成18年度には制度の改善が行われ、対象施設の大括り化がなされている。

表2-1 交付金制度の交付対象事業^{4),5)}

制度開始当初	平成18年度の改善後
容器包装リサイクル推進施設	マテリアルリサイクル推進施設
リサイクルセンター	
ストックヤード	
灰溶融施設	
ごみメタン化施設	エネルギー回収推進施設
ごみ固形燃料化施設	
熱回収施設	
高効率原燃料回収施設	
ごみ高速堆肥化施設	有機性廃棄物リサイクル推進施設
ごみ飼料化施設	
汚泥再生処理センター	
廃棄物原材料化施設	(廃止・整理)
廃棄物運搬中継・中間処理施設	
し尿・浄化槽汚泥高度処理施設	
最終処分場（可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く）	最終処分場（可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く）
最終処分場再生事業	最終処分場再生事業
コミュニティプラント	コミュニティプラント
浄化槽設置整備事業	浄化槽設置整備事業
浄化槽市町村整備推進事業	浄化槽市町村整備推進事業
廃棄物循環型処理施設基幹的施設 ※	廃棄物循環型処理施設基幹的施設 ※
可燃性廃棄物直接埋立施設 ※	可燃性廃棄物直接埋立施設 ※
焼却施設 ※	焼却施設 ※
施設整備に関する計画支援事業	施設整備に関する計画支援事業

※一部地域のみ交付対象

2-4 地域計画について

2-4-1 地域計画の内容²⁾

市町村が作成する地域計画は、計画対象市町村が今後 5 カ年程度の廃棄物処理・リサイクルシステムの方向性を示すものである。主な内容を以下に示す。

① 地域の循環型社会を推進するための基本的な事項

対象となる地域、計画期間及び基本的な方向などの、地域の循環型社会を推進するための基本的な事項。

② 循環型社会形成推進のための現状と目標

循環型社会形成のための排出量、再生利用量、減量化量、熱回収量、最終処分量などの現状と目標。

③ 施策の内容

発生抑制、再使用の推進に関する施策、処理体制の変更に関する事項、処理施設の整備、施設整備に関する計画支援事業、その他の施策について。

④ 計画のフォローアップと事後評価

地域計画のフォローアップと事後評価について。

2-4-2 地域協議会について¹⁾

市町村等において、地域計画案が出来た段階で、原則として、都道府県及び環境省との意見交換を行う場として、協議会を開催することとしている。協議会は、地域計画を作成しようとする市町村等が開催するものである。議事進行の手順は次のとおりである。

① 市町村等が地域計画案に記載した事項について、原案のようにとりまとめるに至った経緯を踏まえて説明。

② 都道府県は、都道府県廃棄物処理計画や広域化計画等との整合性についての意見を出す。

③ 廃棄物処理法に基づく基本方針(廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針)等を踏まえ、環境省、都道府県、市町村等での意見交換を行う。

2-4-3 全国の地域計画について

環境省による地域計画承認件数は、平成 19 年 9 月 18 日のデータ⁶⁾によると、平成 17 年度が 80 地域 (206 市町村)、平成 18 年度が 96 地域 (222 市町村)、平成 19 年度が 62 地域 (135 市町村) である。

2-5 補助金制度との比較^{1),5)}

補助金制度と交付金制度を比較し、主な違いを表 2-2 に示す。

交付先については、補助金制度では単独市町村に対して交付され、交付金制度では、あ

る一定の規模の地域に対して交付される。

交付金額については、補助金制度ではごみ処理施設が 1/4、し尿処理施設が 1/3、その他が 1/2 となっており、交付金制度では対象事業の 1/3、先進的なモデル施設が 1/2 となっている。

交付対象については、補助金制度は特定の施設整備事業であるが、交付金制度は計画内に位置づけられる事業全体であり、計画支援事業等のソフト面も含まれている。

活用制限については、補助金が特定の施設整備に対する補助であり、メニュー変更等の裁量をも許さない一方で、交付金は計画に位置づけられた事業全体に対し補助するものであり、当該計画内の事業間、年度間で流用が可能とされており、事業を担う自治体にとっては使い勝手がよいとされている。

計画・目標及び事後評価については、補助金制度は単一事業に対する計画とその事業の遂行状況報告がある一方、交付金制度では 5～7 か年の総合的な計画において目標が設定され、計画全体に対する目標達成状況報告とその公開がある。

また、市町村による交付申請等の事務手続きに関しては作成資料の全体量が減る等簡素化されている。

表 2-2 補助金制度と交付金制度の比較⁵⁾

	補助金制度	交付金制度
交付先	単独市町村	複数市町村
交付金額	ごみ処理施設：1/4 し尿処理施設：1/3 災害その他：1/2	対象事業：1/3 先進的なモデル施設：1/2
交付対象	特定の施設整備事業	地域計画内の事業全体 (計画支援事業等も含む)
活用制限	メニュー変更等の裁量なし	計画内での年度間・事業間流用が可能
計画・目標	単一事業に対する計画	5～7 か年程度の総合的計画
事後評価	事業の遂行状況報告	年度ごとの事業実績報告と 計画期間全体に対する目標達成 状況報告、及びその公開

2-6 制度の概要と各章との関係

第 3 章では、本章 2-3-3 の交付対象事業に関してさらにどの事業がどの程度実施されているかについて述べる。第 4 章では、本章 2-2-2 の制度の流れにおける①～④にあたる地域計画の策定作業と地域協議会の開催に着目し、市町村の行う作業と評価について論ずる。第 5 章では本章 2-2-2 の⑤にあたる交付申請と事業の実施、事後評価の部分に着目し、本章 2-5

で述べた制度の活用制限や事務作業の簡素化等を市町村がどのように捉えるかについて論ずる。

<参考文献>

- 1) 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課：循環型社会形成推進交付金制度について，都市清掃，59(273)，pp3-5(2006)
- 2) 環境省：地域計画策定マニュアル
<<http://www.jefma.or.jp/zyunkan/manual.pdf>>，2008-3-27
- 3) 環境省：3R推進交付金ネットワーク
<http://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/>，2008-3-27
- 4) 環境省：循環型社会形成推進交付金交付要綱
<http://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/2_koufu/koufu_youkou.pdf>，2008-3-27
- 5) 宮田真幸：循環型社会形成推進交付金制度による自治体の自律支援のあり方，東京工業大学大学院総合理工学研究科修士論文(2005)
- 6) 環境省：廃棄物・リサイクル対策について
<<http://www.cao.go.jp/bunken-kaikaku/iinkai/kaisai/dai18/18shiryous5.pdf>>，2008-12-16